

その日、たまたま乗り合わせた山手線でアフリカ系米国人が歓喜の声を上げていた。「歴史が変わった。白い車も黒い車も、エンジンは皆同じ。同じ車なんだ。」

米国民は人類の宿命の一つ、人種差別を克服する勇気を示した。同時に、目を見張るのは、米国民を偉大な選択に導いたバラク・オバマ氏その人の鍛え抜かれた資質である。

オバマ氏はキャリアの第一歩を弁護士として踏み出した。大統領候補の座を争ったヒラリー・クリントン氏も、その夫のビル・クリントン元大統領も弁護士出身だ。米国の弁護士職とは、傑出した指導者を生み出す、輝かしい土壤なのだろうか。

そんな思いに駆られながら、足元に目をやると、いや応なく気づくのは彼我の“業界”的違いである。まず弁護士の数そのものがまるで違う。

米国ではロースクールを卒業し、州ごとに実施される資格試験をパスすれば弁護士になれる。合格率はおむね75%。そこから膨大なライバルとの錆合いが始まる。

日本の司法試験はつい数年前まで合格率2%台、あらゆる国家試験の中の最難関だった。7~8年の浪人に目をやると、いかにも「業界的」だ。

米国と日本で弁護士の数がまるで違うのは、日本は法科大学院の淘汰再編。質と量の「二兎」を追え。

要点

- 少数精鋭から弁護士“量産”に大転換。「司法改革」が迷走中。
- “因縁化”と質の低下。“二重苦”をもたらした制度設計の失敗。
- 避けられない法科大学院の淘汰再編。質と量の“二兎”を追え。

日本にオバマが出ない理由

アウト

OUTLOOK

設計ミスの司法改革 弁護士“大増産”計画

生活は当たり前。一心不乱の詰め込み型の受験勉強が強要され、合格してしまえば、少数ゆえの“特権階級”を形成し、庶民との距離感がなかなか縮まらない――。

これではイカン、と小泉首相時代に着手されたのが「司法改革」だ。米国のロースクールに倣って法科大学院を設立し、毎年500人程度だった司法試験合格者数を2010年までに3000人（合格率7~8割）に拡大しようというものである。

ところが、新制度実施からまだ3年、早くも「改革」は混迷の度を深めている。今夏、改革支持派だった日本弁護士連合会が「法曹人口問題に関する緊急提言」を発表した。「理念は変えてはいない」（村山見副

会長）とはいものの、「10年に3000人」という目標の見直しを求めたのだ。日弁連を動かしたのは若手弁護士たちの突き上げである。

弁護士もワーキングプア?

今年の司法試験の合格者は2065人。かつての500人に比べて4倍だから、需給関係は激変した。新人弁護士は「イソ弁」（居候弁護士＝法律事務所による雇われ）にならず、名目上、法律事務所の軒先を借りる「ノキ弁」や、それさえかなわず、「連絡はケータイで」といってしまえば、少数ゆえの“特権階級”を形成し、庶民との距離感がなかなか縮まらない――。

「月収8万円のノキ弁がいる。弁護士会の会費3万円、資料代、交通費を払ったら何も残らない」（第二東京弁護士会所属の若手弁護士）。かつては敬遠された国選弁護士に若手が積極的に登録し、争うように法律相談会を開いている。ユーチューバーにとっては“競争の成果”だが、見過せないのは、質の低下である。

日弁連幹部がはつきり言う。「二極化が進んでいる。もう一極の人はひどい」。質の低下を端的に示すのが、司法試験の合格率だ。法曹人口を拡大するため、合格基準は大甘くなっているのに、今年の合格率は

33%と去年の40%からさらに低下した。とりわけ法学部を卒業せず、法科大学院のみの受験者の合格率は22%。逆立ちしても「改革」が想定した「7~8割」に届かない。

最大の誤算は、入学者を鍛え抜いてくれるはずの法科大学院の機能不全だ。「改革」を受け、法学部がなかなか大学までこぞって法科大学院を設立した。少子化時代に願つてもなかつた大学まで「落ちこぼれ大学」の烙印を押されてしまう。設立された法科

大学院は74校、総定員5800人。定員5800人なら、合格枠が3000人に広がっても、合格するの目標なら、そもそも、74校も認可したこと自体、設計ミスだ。

教育インフラを作り直せ

念は今いすこ、である。政府の規制改革会議の福井秀夫・政策研究大学院大学教授は「ボンクラでも増やせばいい」と言う。「(弁護士の仕事の)9割9分は定期業務。サービスという点では大根、ニンジンと同じ。3000人ではなく、1万2000人に増やせばいい」。

だが、庶民が弁護士に依頼するのには一生に一度か二度の買い物だ。たまたまハズレ、ではたまらない。質の低下は、弁護士「業界」にと

つても命取りだ。大量に輩出された低劣な弁護士が食うに困り、不正に手を染めれば、国家権力が弁護士自ら介入する危機を招きかねない。村山副会長は「質については、入り口から出口まで徹底的に再検討せねばならない」と言う。だからといって、「量」を等閑にしていい、といふことにはならない。地裁支部の担当域内に弁護士が1人しかいない地域がまだ22カ所もある。追求すべきは、質と量の二兎である。

高山俊吉弁護士は

「法曹人口の激増に絶対反対」を掲げて

今春の日弁連会長選挙に立候補し、反主流派としては空前の43%の票を集めた。

その高山弁護士は「激増」には反対だが、増員自体は可としている。問題は増加の「斜度」だ。時間を使い、質を高めるインフラを作り直せ、という主張である。「(司法試験の合格者を教育する)司法研修所を最高裁から法曹界に呼び込む「改革」の理

ら日弁連の管轄に移し、修習期間は2~3年に延長すべし」。

法科大学院がきつちり教育するという前提で、司法研修所の修習期間は2年から1年に短縮された。が、当にならないとわかった以上、法科大学院は淘汰を進める以外ない。ケータイ弁の増殖が示すように、「事後」のOJTを担うべき法律事務所にも教育余力がない。OJTの一部肩代わりを含め、司法研修所の改革・拡充を図るのは一案だろう。

来年5月、「司法改革」のもう一

つの柱、市民が刑事裁判に参加する裁判員制度が始まる。弁護士は裁判官のみならず市民を説得する「質」を得せねばならない(それこそオバマ氏の資質である)。そのためにも司法研修所の改革は必須だ。

弁護士だけの問題ではない。

日本が侵略国家とは濡れ衣」と懸賞論文に書いて解任された防衛省の田母神俊雄前空幕長。4月、イラクの航空自衛隊の活動を違憲とした名古屋高裁判決について平然、「そんなの関係ねえ」とのたまわっていた。法曹界が一体となつて、「二兎」を追う改革に取り組み、司法の権威を再確立する時である。

(シニアライター 梅沢正邦)



今年の司法試験合格者は2000人強。「司法改革」で急増したが、質の低下が懸念されている